

帰還困難区域（双葉町）内の自宅に居住していたが、平成19年から、身体障害等級1級の状態で居住制限区域（富岡町）内の病院に入院していた原発事故当時80歳代の被相続人（申立人が相続）について、原発事故後に自衛隊のヘリコプターで体育館への避難を余儀なくされて上記障害等が悪化し、肺炎を繰り返し発症して平成23年12月に死亡したなどの事情を踏まえ、原発事故の影響割合を5割とした死亡慰謝料1000万円（近親者慰謝料を含む。ただし、既払金は控除。）、過酷避難慰謝料60万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から30万円を増額。）及び日常生活阻害慰謝料の増額分月額6万円（ただし、既払金は控除。）等の賠償が認められたほか、自宅での居住期間が50年以上にわたっていたこと、農業を営んでいたほか、双葉町の学校に通う学生の世話をしていたなど、地域社会との関わり合いもあったことを考慮して、自宅住所地を基準とする生活基盤喪失慰謝料700万円（中間指針第五次追補の定める目安額）の賠償が認められるとともに、同慰謝料の増額分50万円の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次のとおり表明し、保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が、平成23年12月〇日に死亡し、申立人が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人の知る限り、申立人のみが、被相続人の相続人であること

第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

第3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、金1517万0767円の支払義務のあることを認める。

第4 支払方法

（省略）

第5 確認条項

申立人と被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者

間に何らの債権債務がない。

- 2 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和6年9月19日

（仲介委員 牛久保 美香）

① 申立人X分

	損害項目	内訳	期間	金額	備考
1	生活費増加費用	面会交通費	H23.3～H23.12	78,900	
	小計			78,900	

② 被相続人分

	損害項目	内訳	期間	金額	備考
1	死亡慰謝料		—	5,950,000	近親者慰謝料含む
2	過酷避難慰謝料 (中間指針第五次追補第2の1)		—	600,000	
3	生活基盤喪失慰謝料 (中間指針第五次追補第2の2)		—	7,500,000	
4	日常生活阻害慰謝料 増額分 (中間指針第五次追補第2の4①)		H23.3～H23.12.○	400,000	
5	自主的避難等に係る損害 (中間指針第五次追補第3)			200,000	
	小計			14,650,000	

	損害合計		14,728,900	
	弁護士費用		441,867	
	合計		15,170,767	